

## 役員報酬等の支給基準について

当法人の評議員会において別に定める報酬等の支給の基準を下記のとおり一部改正する。

### 記

#### (役員報酬等の支給)

第1条 職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

#### 役員報酬等の支給基準

理事長	月額 <u>250</u> 千円	<u>令和3年1月以降年額3,000</u> 千円 (令和3年月額 <u>250</u> 千円×12ヵ月) (令和2年月額 <u>350</u> 千円×12ヵ月) 31～令和元年12月年額 <u>6,360</u> 千円 29～30年度年額 <u>6,363</u> 千円 (月額 <u>530</u> 千円×12ヵ月)
業務執行理事	月額 <u>130</u> 千円	<u>令和3年1月以降年額1,560</u> 千円 (令和3年月額 <u>130</u> 千円×12ヵ月) (令和2年月額 <u>180</u> 千円×12ヵ月) 30～令和元年12月年額 <u>2,160</u> 千円 (月額分 <u>180</u> 千円×12ヵ月)

#### (改廃)

第2条 この基準の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

#### 附則

1. この基準は、平成29年12月1日から適用する。
2. 一部改正 令和2年1月1日
3. 一部改正 令和3年1月1日